

「地理的表示に関する表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正（案）	現 行
<p>地理的表示に関する表示基準</p> <p>（定義）</p> <p>1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 「使用」とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいう。</p> <p>イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為</p> <p>ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために<u>展示し、輸出し</u>、又は輸入する行為</p> <p>ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為</p> <p>（地理的表示の保護）</p> <p>2 ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>3 (省略)</p>	<p>地理的表示に関する表示基準</p> <p>（定義）</p> <p>1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 「使用」とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいう。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、又は輸入する行為</p> <p>ハ (同左)</p> <p>（地理的表示の保護）</p> <p>2 ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>3 (同左)</p>